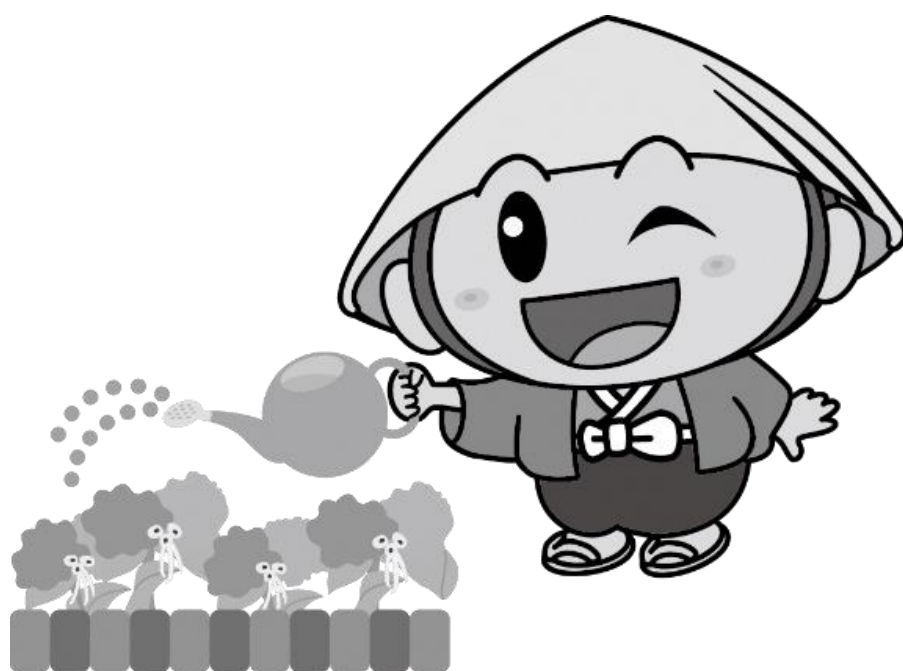


4. 幼稚園



草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

(1) 公立幼稚園

公立幼稚園につきましては、全て幼稚園型認定こども園に移行しています。

入園の申込み方法や教育時間等につきましては、P 43からの「認定こども園」のページを参照してください。

(2) 私立幼稚園

① 入園申込み

申し込み対象となるのは、4月1日現在において**3歳から5歳**のこどもです。申込みの際は、入園を希望する幼稚園に直接お申し込みください。また、年度途中の入園などの詳細については、直接各幼稚園にお問い合わせください。

② その他

その他、送迎等の詳細については、各幼稚園にお問い合わせください。

③ 利用者負担額

＜新制度に移行している私立幼稚園※1＞

- (1) 3歳～5歳の保育料は無償ですが、教材費、行事費などの諸費の負担が必要です。
- (2) 入園料が必要な場合、無償化の対象外となります。

＜私学助成のある私立幼稚園※2＞

- (1) 3歳～5歳の保育料は月額 28,000 円まで無償ですが、教材費、行事費などの諸費の負担が必要です。
- (2) 入園料が必要な場合、入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。（月額に換算して、保育料と併せて月額28,000 円まで）

※1 新制度に移行している私立幼稚園：平成27年から施行された子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園（市内では信愛幼稚園・草津幼稚園が該当します。）

※2 私学助成のある私立幼稚園：私学助成を受けて運営している私立幼稚園（市内では、光泉カトリック幼稚園が該当します。）

※3 上記の金額は令和8年10月以降の単価です。それ以前の単価は市ホームページでご確認ください。

④ 給食費（主食費・副食費）について

施設により金額が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

⑤ 副食費について

私学助成のある私立幼稚園で負担いただく副食費について、次の対象に当てはまる場合は、月額 5,100 円までの範囲で給付金や補助金の支給があります。

- ・市民税所得割額 77,101 円未満の世帯のこども
- ・市民税所得割額 97,000 円未満の世帯の第3子以降のこども（生計を一にする最年長のこどもから順にカウント）
- ・小学3年生以下の範囲で最年長のこどもから順にカウントして第3子以降のこども（市民税所得割額の要件なし）

※対象の方には、別途手続きの案内をします。

